

令和7年度 定期監査報告（第4号）

1. 監査の対象 健康福祉部〔こども子育て課、社会福祉課、法人監査室、健康推進課、こども支援課〕

2. 監査の期間 自 令和7年10月 6日

至 令和7年11月14日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 宮野裕行

根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和6年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
- ⑧ 現金引継ぎの正否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不當に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 隨意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 檜査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 檜査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盜難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 健康福祉部

- こども子育て課
- こども子育て担当、子育て相談所、各保育所

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 常設・べき地保育所、子育て相談所及びつどいの広場に係る通信運搬費（電話料及び通信料）において、令和7年3月利用分の請求に対する支出が令和7年度予算から執行されているので、支払年度の管理は適切に行われたい。
- (2) 需用費（消耗品費及び賄材料費）の支出において、科目を誤って支出しているものがあるので、請求内容を確認のうえ適切な科目により支出処理されたい。

2. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 保育所調理員に係る特殊勤務手当において、令和7年3月1日に特殊勤務命令が出ており、職員出勤状況においても出勤となっているが、特殊勤務手当算出連絡書の従事内訳に実績の記載がなく、250円の過少支給が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
- (2) 厚床保育所保育士に係る自家用車使用願（報告書）において、出発時・帰着時距離の差引と報告距離数に相違があり、実際の走行距離数は25kmと認められるが、市職員の自家用車の公務使用に関する要綱第14条に基づき当該職員に支給されている車賃は、報告距離数に基づき24kmで計算されており、車賃1km分（37円）の過少支給が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。

- 社会福祉課
- 社会援護担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 生活保護費負担金に係る歳入調定において、会計規則第18条及び第20条の規定に基づき、債権が確定した時点で調定し、調定額に変更が生じたときは、その増減額について調定しなければならないが、交付決定や変更決定の段階で一切調定されず、概算払額で調定し、結果として概算払額が確定額となったが、不適切な事務処理となっている。これまでの定期監査においても、調定事務に関する指摘を繰り返し行っているが、依然として改善がみられない状況にある。については調定事務の基本的な理解を深めるとともに、適正な事務執行が徹底されるよう、早急に改善を図られたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 学習支援員の報酬において、未来応援学習サポート事業結果報告書と報酬支給内訳書に記載された実施時間に相違があり、報酬額に影響する誤りであるため、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
- (2) 根室市社会福祉協議会運営事業補助金において、
① 交付申請手続きは、根室市社会福祉法人の助成に関する条例第3条に基づき、所定の関係書類の提出が必要であるが、財産目録および貸借対照表が提出されていないので、申請者に対し指導されるとともに、書類の確認を徹底されたい。
② 補助対象経費および補助額（補助率）は、根室市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱別表1に定められているが、補助金の交付決定時および額の確定時に、補助対象経費の適正性を確認しないまま補助率を適用して補助額を決定したため、結果として補助率を超過した補助金が支出されているので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。また、今後は確認書類の提出を求め、補助対象経費の適正性について必ず確認し、交付額を決定されたい。
- (3) 根室市地域福祉事業推進補助事業（ペットボトルキャップ回収分別破碎事業）補助金において、補助対象経費および補助額（補助率）は、根室市地域福祉事業推進補助金交付要綱別表に定められており、当初の交付申請に対しては正しく交付決定されていたものの、確定時に補助対象経費が減少したため、結果として補助率を超過した補助金が支出されているので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。また、今後は確定時の変更内容を十分に確認のうえ、交付額を決定されたい。

3. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) レセプト点検業務委託契約において、仕様書第4に定める実績報告書の3月分が提出されておらず、業務の履行確認が十分に行われていないので、今後は履行確認を徹底されたい。
- (2) 生活保護業務処理システム一式に係る賃貸借契約において、契約書第8条に定める納入通知書の届出が行われず、第9条に基づく検査および検査結果の通知も実施されていないので、契約書通りに履行されたい。
- (3) 以下の委託契約において、契約書に基づく各月の検査結果が、通知されていないので、契約書通りに履行されたい。
① 生活困窮者就労準備支援事業委託業務契約
② 仕事・暮らしサポート業務委託契約
- (4) 生活保護システム保守業務委託契約において、契約書第7条第2項に基づく検査結果が、通知されていないので、契約書通りに履行されたい。

4. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、令和6年4月分時間外・休日勤務手当算出連絡書に、命令日および加算区分の誤りがあり、時間外勤務手当の不足支給が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。

○ 福祉担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 派遣手話通訳者の報酬において、報酬の算定方法は、根室市意思疎通支援事業実施要綱第14条第1号により15分単位で計算し、15分未満は切り捨てるところとされているが、令和6年4月分については、通訳時間1時間20分を、そのままの時間で計算・支給しており、過支給が生じているので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。
- (2) 重度心身障がい者医療費の支払いにおいて、各医療機関からの請求に対する支出決定額に誤りがあり、不足額が生じている事例が複数あるので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。
- (3) 難病等患者保護者援護費の支給において、交通費や宿泊費の支給決定額に端数処理の誤りがあり、過不足支給が生じている事例があるので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市障がい者福祉システム賃貸借契約において、契約書第9条第2項に基づく検査の結果が、受注者に対し通知されていないので、契約書通りに履行されたい。

● 法人監査室

- ・特記事項なし

- 健康推進課
- 健康推進担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 成人病検診料個人負担金において、令和7年2月22日付で領収の当該負担金9件が、同年3月6日に指定金融機関派出所へ払い込まれており、収納金の払い込みが著しく遅いので、会計規則第33条第1項の規定に基づき、即日の払い込みを徹底されたい。
- (2) 旧外勤領収書の取扱いにおいて、首標金額を二重線で訂正したまま領収書を発行しているものがあるが、領収書は歳入金受領の事実及び金額を証明する公文書であり、真正性および改ざん防止の観点から正確に作成することが求められるほか、金額欄は特に不正防止上重要な記載事項であることから、首標金額を訂正することは不正処理を疑われかねず、公金取扱いの適正性・真正性確保の観点からも不適切であるので、今後は首標金額の訂正是行わず、書損処理のうえ新たに領収書を発行するよう是正されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 各診療所に係る除雪機械賃貸借契約において、契約書第4条に基づき、借上車両は規格性能整備状況等について発注者による検査を受けなければならないが、当該検査が実施されていないので、契約書に基づき履行されたい。【前回指摘事項】
- (2) 市立歯舞診療所用事務機器賃貸借契約、及び同診療所レセプトコンピューター賃貸借契約において、契約書第8条に規定する賃貸借物件の納入通知書が未提出であり、これにより契約書第9条第1項に規定する調査職員の上席職員による検査、同条第2項に規定する検査に合格した際の検査書の作成及び検査結果の通知が行われていない状態となっているので、契約内容のとおり履行されたい。
- (3) 市立歯舞歯科診療所レセプトコンピューター賃貸借契約において、契約書第7条第1項に規定する物件納入時の検収が行われておらず、検収後の物件借受証の交付も受けていないので、契約内容のとおり履行されたい。

3. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 令和6年8月23日の特殊勤務命令に対する実績において、当該命令により従事した職員ではなく、当該命令が出ていない職員に対し従事実績を記載していることから、職員2名の従事日数に相違が生じ、500円の過大支給又は過少支給が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。

- こども支援課
- こども支援担当、こども育成担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 新生児聴覚検査費補助金の支出において、補助対象外である新生児マスククリーニング（先天性代謝異常等検査）の追加検査に係る費用を交付決定している事例があるので、申請内容を確認のうえ、適切な措置を講じられたい。
- (2) 妊婦一般健康診査補助金の支出において、交付決定額に補助対象外である文書料が含まれている事例があるので、申請内容を確認のうえ、適切な措置を講じられたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 産後ケア事業委託契約において、契約書第1条第2項および実施要綱第12条に基づく委託料の請求は、翌月15日までとなっているが、遅延している月があるので、確認の徹底および受託者に対し指導されたい。

3. 財産管理について

【指摘事項】

- (1) 備品購入において、物品会計規則第17条第2項に基づく備品異動報告書兼通知書（様式第4号）が作成されていない事例があるので、確認のうえ是正されたい。

4. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、以下の時間外・休日勤務手当算出連絡書に区分の記載誤りがあり、時間外勤務手当に過不足が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。
 - ① 勤務を要しない日の勤務時間を、勤務日として記載している。
(フルタイム会計年度任用職員 令和6年5月分)
 - ② 根室市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第20条第2項に基づき、勤務日の加算割合は「1.25」であるが、パートタイム会計年度任用職員については、時間外勤務時間数と正規の勤務時間数の合計が7時間45分に達するまでは「1.00」とされている。しかし、7時間45分を超えている場合であっても加算割合の振り分けを行わず、全て「1.00」として記載している。
(パートタイム会計年度任用職員 令和6年10月分、令和7年3月分)